2026年11月20日

各　位

会 社 名　ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社
代表者名　代表取締役社長　松田 泰秀
（コード：366A、東証グロース市場）
問合せ先　執行役員 CFO 千葉 健人
（TEL. 03－5544－9898）

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年11月20日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

１．処分の概要

（1）	払込期日	2026年12月18日
（2）	処分する株式の種類及び数	当社普通株式　9,415株
（3）	処分価額	１株につき1,062円
（4）	処分総額	9,998,730円
（5）	処分予定先（割当予定先）	取締役２名　5,649株 執行役員２名　3,766株

２．処分の目的及び理由

当社は、2026年５月20日開催の取締役会において、取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との価値共有を一層促進することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。

また、2026年６月26日開催の第20回定時株主総会において、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬制度について承認をいただいております。

当社は、本制度に基づき、本日開催の取締役会において、対象取締役等に対して支給する金銭報酬債権を現物出資財産として給付させることにより、当社普通株式9,415株の自己株式処分を行うことについて決議いたしました。なお、払込期日は2026年12月18日を予定しております。

また、本自己株式処分に際しては、新株発行による既存株主の皆様の持分希薄化を回避する観点から、本日公表いたしました「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」に基づき取得する自己株式を活用する予定です。

なお、本制度の概要は以下のとおりです。

①譲渡制限期間

対象取締役等は、本割当株式の交付日から当社の取締役及び執行役員を退任する日までの間、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分を行うことができない。

②譲渡制限の解除

対象取締役等が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社定時株主総会の開催日まで継続して当社の取締役又は執行役員の地位にあった場合には、譲渡制限期間の満了時をもって本割当株式の全部について譲渡制限が解除される。

③当社による無償取得

対象取締役等が譲渡制限付株式割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は本割当株式を無償取得する。

３．本自己株式処分の内容

（１）本自己株式処分の数

当社普通株式 9,415 株。

（２）払込金額

１株につき 1,062 円。

（３）払込金額の総額

9,998,730 円。

（４）現物出資財産の内容及び価額

2026 年 11 月 20 日開催の当社取締役会の決議に基づき当社の取締役及び執行役員に付与される当社に対する金銭報酬債権 9,998,730 円を出資の目的とし、処分株式１株につき出資される金銭報酬債権の額は 1,062 円といたします。

（５）払込期日

2026 年 12 月 18 日。

４．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2026 年 11 月 20 日開催の取締役会において決議した譲渡制限付株式報酬制度に基づく割当条件に従い、同取締役会の直前営業日である 2026 年 11 月 19 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,062 円としております。これは、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以　上